

◆感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年5月16日から令和3年6月1日を令和3年度第1期として、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)を支給いたします。

令和3年度第1期(5/16～6/1)は、緊急事態措置期間(5/16～5/31)、その他の期間(6/1)の、それぞれの期間の「全日」、協力することが要件です。

※準備期間のために、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、5月31日までのすべての日において協力した場合、要件を満たします。ただし、準備期間(協力を行っていない日)については、支給できません。なお、協力開始日がいずれの日の場合も、当日深夜0時が要請開始時間となります。

※期間5/16～5/31、期間6/1どちらか1期間のみの申請も可能です。
期間ごとに算出した申請額を合計して申請してください。

◆対象者

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1) 飲食店の店舗が広島県内に所在していること。
- (2) 飲食店(飲食店営業許可「1類」または「3類」、または喫茶店営業許可「1類」)で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- (3) 「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」もしくは「要請前に20時から5時までの間に営業を行っている飲食店(閉店時間が20時以降であること。)」
- (4) 「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。
※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。
(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。)

※流川・薬研堀地区の店舗で、この区分(県内全域)の対象となるのは、酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店となります。

※流川・薬研堀地区の対象店舗は、この区分(県内全域)での申請はできません。

◆支給要件

支給要件は、それぞれの期間によって異なります。

【緊急事態措置期間(5/16～5/31)】

期間の全日、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 準備期間を利用の場合を除き、1日でも20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。

【その他の期間(6/1)】緊急事態措置期間の延長により、6/1の要件が変更となりました。

期間の全日、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

- ・休業か20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)のどちらかになります。
- ※ 20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。

※ 要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、対象になります。(休業した場合でも、時短の金額で計算します。)

※ 要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短の場合は対象外。)となります。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

令和3年度第1期 広島県内全域

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)に関するご案内
※要請期間は、令和3年5月12日～令和3年6月1日です。

申請受付期間を延長しました。(令和3年7月6日更新)

◆対象エリア

広島県内全域

◆支給額 **緊急事態措置期間の延長により、期間C(6/1)の支給額が変更となりました。**

緊急事態措置期間(5/16～6/1)

	【中小企業】	【大企業】
時短	3.0～9.0万円/日	最大19万円/日
休業	3.5～9.5万円/日	最大19.5万円/日

※ 要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、休業した場合でも、時短の金額で計算します。

※ 要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短の場合は対象外。)となります。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆申請手続

(1)申請方法

電子申請又は郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2)申請に必要な書類

※5月27日(木)にホームページに掲載しましたので、ご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-zeniki.html>



◆申請受付期間

令和3年6月2日(水) **～令和3年7月20日(火)** ※申請受付期間を延長しました。

(参考)変更前の申請受付期間: 令和3年6月2日(水)～令和3年6月30日(水)

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月・水・金(9時30分～20時)

火・木・土(9時30分～17時) ※日、祝日を除く